

米国 SIFI に求められる破綻処理計画

ドッド・フランク法と連邦預金保険法の2つの規則

小立 敬

要 約

1. 米国では、連結総資産500億ドル以上の銀行持株会社、FRB監督ノンバンク金融会社を対象とするドッド・フランク法（DF法）の破綻処理計画と、総資産500億ドル以上の銀行を対象とするFDIC規則に基づく破綻処理計画がある。前者は、連邦倒産法の下で親会社（持株会社）の破綻処理を計画するものであるのに対して、後者は、FDICのレシーバシップの下で銀行子会社の破綻処理を行うための計画として位置づけられる。
2. いずれの破綻処理計画についても、ノンバンク資産が2,500億ドル以上の対象会社は、2012年7月1日までに最初の計画を提出しなければならない。また、ノンバンク資産が1,000億ドル以上2,500億ドル未満の対象会社は2013年7月1日までに、それ以外の対象会社は2013年12月31日までに最初の計画を提出することが求められている。その後は年次ベースで計画を提出しなければならない。
3. 2つの破綻処理計画が存在する背景として、2つの規則の規則策定プロセスが異なることに加えて、銀行かノンバンクかという対象会社の相違から、計画の目的が異なること、計画が前提とする破綻処理制度が異なること、FDIC規則による計画はDF法に基づく計画を補完する、すなわち預金保険対象機関を親会社から分離するための計画として位置づけられていることが挙げられる。
4. 2つの破綻処理計画は、FRBが策定する「監督上のストレステスト」におけるシナリオを前提とする点など共通化が図られている部分もあるものの、その構成要素は大きく異なっており、2つの計画の間の整合性が適切かつ十分に配慮されているとは言い難い。預金保険対象機関を子会社に有する銀行持株会社には、2つの計画に対応することによる二重の負担が生じることもあるのかもしれない。

・破綻処理計画に係る 2 つの規則

米国の連邦預金保険公社 (FDIC) は 2012 年 1 月 17 日、連邦預金保険法 (以下、「FDI 法」) の下で総資産 500 億ドル以上の銀行を含む預金保険対象機関 (insured depository institution) を対象とする破綻処理計画 (resolution plan) の最終規則を公表した¹。これに先立つ 2011 年 10 月 17 日には、連邦準備制度理事会 (FRB) と FDIC が共同で、ドッド=フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法 (以下、「DF 法」) の規定に基づき、連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社、FRB の監督下に置かれるノンバンク金融会社 (以下、「FRB 監督ノンバンク金融会社」) を対象とする破綻処理計画に関する最終規則を公表している²。

現在、システム上重要な金融機関 (SIFI) への政策措置がグローバルに検討されており、中でも金融機関の秩序だった破綻処理を自ら実行するための破綻処理計画、いわゆるリビングウィル (living will) が重要な施策として位置づけられている³。米国でも破綻処理計画は重要な施策の 1 つとなっており、オバマ大統領は 2012 年年頭の一般教書演説において、「あなた方 (大手銀行、大手金融機関) は、破綻時に支払いをどう済ませるかを正確に説明したリビングウィルを作ることが求められている。なぜなら我々はあなた方を二度とペイルアウト (救済) することはないからである」と発言している。金融機関のペイルアウトを否定し、その実現のために破綻処理計画の必要性を改めて確認したものである⁴。演説全体としては、ウォールストリート改革に関する具体的な言及がほとんどなかっただけに、金融規制改革におけるリビングウィルの位置づけが示唆される。

米国では、FDIC がレシーバー (管財人) となり、FDIC のレシーバーシップ (管財手続き) の下で、預金保険対象機関の破綻処理を行う枠組みが FDI 法の中で手当てされている。一方、DF 法の成立以前、預金保険対象機関以外の金融機関 (ノンバンク) の破綻処理手続きには、秩序だった破綻処理を行う仕組みが存在しなかった。大手投資銀行のベア・スターンズ、リーマン・ブラザーズ、大手保険会社 AIG の破綻を経験したことで、システムック・リスクを生じるノンバンクを対象に、秩序だった破綻処理を実現するための制度整備の必要性が認識されることとなった。

DF 法は、その第 2 章において銀行持株会社 (銀行子会社を除く)、FRB 監督ノンバンク金融会社、その他の金融会社を対象とする「秩序だった清算に係る権限」(Orderly Liquidation Authority) を規定している。すなわち、FDIC がレシーバーとなり、そのレシーバーシップの下で迅速かつ秩序だった破綻処理を実行するための枠組みである。さらに、

¹ FDIC, “Resolution Plans Required for Insured Depository Institutions with \$50 Billion or More in Total Assets,” 12 CFR Part 360 RIN 3064-AD59.

² FRB and FDIC, “Resolution Plans Required,” FRB: 12 CFR Part 243, Regulation QQ; Docket No. R-1414, RIN 7100-AD73, FDIC: 12 CFR Part 381 RIN 3064 AD 77.

³ 2011 年 11 月のカンヌ・サミットにおいて SIFI 政策パッケージが合意され、少なくとも G-SIFI は破綻処理計画の策定が義務づけられた。小立敬「SIFI 政策パッケージと実効的な破綻処理の枠組み 金融機関、金融市場に与える潜在的影響」『野村資本市場クォーターリー』2012 年冬号 (ウェブサイト版) を参照。

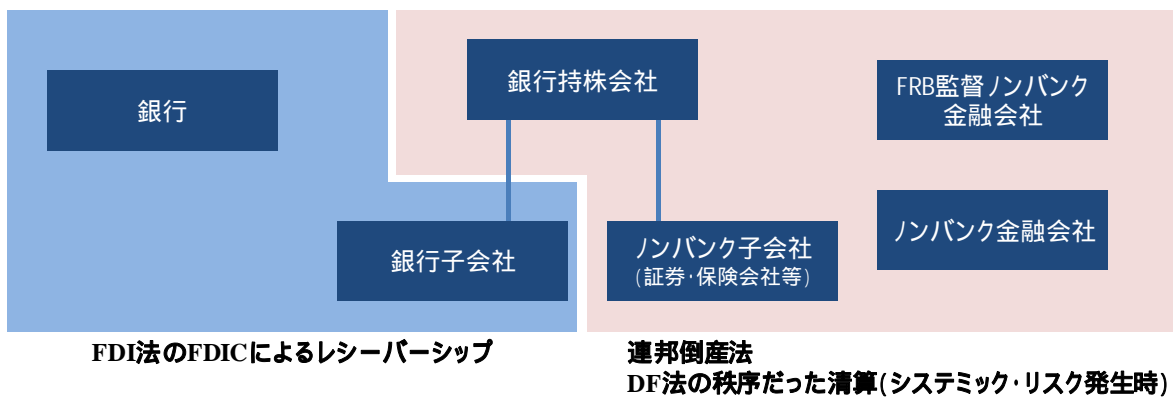
⁴ <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2012/01/24/remarks-president-state-union-address>.

DF 法 165 条(b)および(d)は、連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社、FRB 監督ノンバンク金融会社に対する厳格なプルーデンス（健全性）規制の中で、迅速かつ秩序だった破綻処理の実現を図る観点から破綻処理計画の策定を要求している⁵。そこで、DF 法の規定に基づいて FRB、FDIC は連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社、FRB 監督ノンバンク金融会社の破綻処理計画の最終規則を共同で策定し、同規則は 2011 年 11 月 30 日に施行されている。

一方、FDIC は、DF 法が連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社、FRB 監督ノンバンク金融会社を対象に破綻処理計画の策定を要求していること、2009 年 9 月に米国ピッツバーグで開催された G20 サミットでは、SIFI に破綻処理計画の策定を求める政策方針が合意に至ったことから、大規模な預金保険対象機関を対象とする破綻処理計画を策定する必要性を認識した。FDI 法には破綻処理計画の策定を求める具体的な規定は存在しないものの、FDIC は、FDI 法が規定する法的義務の下、FDIC 規則によって総資産 500 億ドル以上の預金保険対象機関を対象に破綻処理計画の策定を求めることとしたものである。

DF 法の破綻処理計画は、連邦倒産法（Bankruptcy Code）の下で親会社（持株会社）の破綻処理を計画するものであるのに対して、FDIC 規則による破綻処理計画は、FDI 法のレシーバーシップの下で銀行子会社の破綻処理を行うための計画として位置づけられる⁶。銀行および銀行子会社の破綻処理と、銀行持株会社（銀行子会社を除く）および FRB ノンバンク金融会社の破綻処理とが、異なる枠組みの下で行われることがその背景の 1 つである（図表 1）。

図表 1 銀行とノンバンクの破綻処理制度



（出所）野村資本市場研究所

⁵ 小立敬「国際基準との調和も踏まえた米国 SIFI 規制」『野村資本市場クォーターリー』2012 年冬号を参照。

⁶ DF 法の秩序だった清算手続きは、銀行持株会社（銀行子会社を除く）、FRB 監督ノンバンク金融会社、その他の金融会社の破綻がシステムック・リスクをもたらすと財務長官が判断した場合に限って例外的に発動されるものであることから、DF 法の破綻処理計画は、連邦倒産法の手続きを前提としているものと考えられる。

したがって、総資産 500 億ドル以上の銀行子会社を傘下にもつ銀行持株会社については、DF 法の下、銀行持株会社に関する破綻処理計画を FRB および FDIC に提出することに加えて、FDIC 規則に基づいて、銀行子会社に関する破綻処理計画を FDIC に対して提出しなければならない。

DF 法の破綻処理計画と FDIC 規則の破綻処理計画とでは、内容や構成が大きく異なる。その背景として、FDIC 規則は DF 法成立前に規則提案が行われており、DF 法に基づく FRB、FDIC の共同規則よりも検討が先行していたことが影響している可能性が考えられる。つまり、DF 法に基づく破綻処理計画は 2010 年 7 月の法律の成立後、2011 年 3 月に規則提案が行われている⁷。これに対して、FDIC 規則による破綻処理計画の最終規則は、2010 年 5 月の規則提案、2011 年 9 月の暫定最終規則を経て最終規則化されている⁸。さらに、前述のとおり、各々の破綻処理計画が前提とする破綻処理制度が、銀行および銀行子会社と、銀行持株会社（銀行子会社を除く）および FRB ノンバンク金融会社とで異なることも、2 つの破綻処理計画の要件が相違する背景として想定することができる。

ただし、最初の破綻処理計画を当局に提出する時期については、FRB および FDIC の共同規則と FDIC 規則との間で平仄がとられており、その時期は対象会社、対象機関の資産規模に応じて決まることになっている。具体的には、2011 年 11 月末時点のノンバンク資産（外国会社の場合は米国内のノンバンク資産）が 2,500 億ドル以上の対象会社および対象機関は、2012 年 7 月 1 日までに最初の破綻処理計画を提出することがそれぞれの規則において規定されている。また、ノンバンク資産が 1,000 億ドル以上 2,500 億ドル未満の対象会社、対象機関の場合は 2013 年 7 月 1 日までに、それ以外の場合は 2013 年 12 月 31 日までに最初の破綻処理計画を提出することが求められる。その後は、年次ベースで破綻処理計画を提出しなければならない⁹。

次章以降、連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社、FRB 監督ノンバンク金融会社を対象とする DF 法に基づく破綻処理計画と、総資産 500 億ドル以上の預金保険対象機関を対象とする FDIC 規則に基づく破綻処理計画の概要を整理する。

⁷ 小立敬「金融機関に破綻処理計画の策定を求める米国 FRB、FDIC の規則提案」『野村資本市場クォーターリー』2011 年春号を参照。なお、規則提案では、破綻処理計画に加えて、DF 法 165 条(b)に基づいて信用エクスポージャー報告規制に関する提案を行っていたが、現在、FRB が同法 165 条(e)に基づいてカウンターパーティ与信規制を提案していることから、信用エクスポージャー報告規制の最終化は現時点で見送られている。なお、カウンターパーティ与信規制を含む FRB の規則提案については、前掲注 5 を参照。

⁸ 規則提案では、総資産 1,000 億ドル以上の持株会社の傘下にある総資産 100 億ドル以上の預金保険対象機関を対象としていた。小立敬「米国 FDIC による「リビング・ウィル」の提案」『野村資本市場クォーターリー』2010 年夏号（ウェブサイト版）を参照。

⁹ また、対象会社や対象機関は、破綻処理計画に重大な影響を与えるまたは与える可能性が合理的に予見されるイベントの発生や条件・環境の変化、その他の変化が生じた場合は 45 日以内に当局に通知しなければならない。当該通知には、イベントや変化を説明し、計画改定が必要となる理由を述べるのが求められる。

．DF 法に基づく破綻処理計画

1．破綻処理計画の対象

DF 法に基づく破綻処理計画は、連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社、FRB 監督ノンバンク金融会社を対象としている。米国で設立された米国対象会社については、米国内の子会社やオペレーションに加えて外国の子会社、事業所、オペレーションも破綻処理計画の対象範囲に含まれる。一方、外国ベースの対象会社（米国以外で設立された会社または外国銀行）の破綻処理計画については、米国のオペレーションに関する情報提供に加えて、(a)米国のオペレーションに関する破綻処理計画が対象会社全体の破綻処理計画、その他のコンティンジェンシー・プランのプロセスにどのように組み込まれているかに関する情報、(b)米国と海外のオペレーションの間の相互関連性、相互依存性に関する情報を破綻処理計画に織り込むことが求められる。

パブリック・コメントを受けて最終規則では、対象会社のうち相対的に規模が小さく複雑ではない銀行持株会社や外国銀行については、破綻処理計画の要件を緩和する手当てが行われている。それは、破綻処理計画の中で、対象会社のノンバンク・オペレーションに関する内容と分析、対象会社内のノンバンク・オペレーションと預金保険対象機関のオペレーションの相互関連性に焦点を当てることを狙いとしている。

具体的には、対象会社の預金保険対象機関を通じて支配的（predominately）にオペレーションが行われるノンバンク資産の合計が 1,000 億ドル未満の対象会社の場合で、預金保険対象機関（子会社）の資産が対象会社の連結総資産の 85%以上を占めている場合には、ノンバンク・オペレーションに関わるものに限定した破綻処理計画の策定が認められる¹⁰。外国ベースの対象会社に関しては、米国のノンバンク資産が 1,000 億ドル未満の場合で、米国の預金保険対象機関のオペレーション、支店、代理店が対象会社の米国の連結総資産の 85%以上を占めていることを条件とする。

2．破綻処理計画の構成要素

DF 法の破綻処理計画は、(a)エグゼクティブ・サマリー、(b)戦略分析、(c)破綻処理計画に関するコーポレート・ガバナンス、(d)組織ストラクチャーおよび関連情報、(e)経営情報システム、(f)相互関連性および相互依存性、(g)監督・規制情報、(h)コンタクト情報で構成される（図表 2）。

¹⁰ この場合、後述（2）の破綻処理計画の構成要素のうち、戦略分析、破綻処理計画に関するコーポレート・ガバナンス、組織ストラクチャーおよび関連情報、経営情報システム、監督・規制情報に関しては、対象会社のノンバンク・オペレーションに関するものに限定される。

図表2 DF法の破綻処理計画

連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社、FRB 監督ノンバンク金融会社

項目	記載事項
A.エグゼクティブ・サマリー	<p>対象会社の重大な金融ストレスまたは破綻の際に、迅速かつ秩序だった破綻処理を行うための戦略的計画の主要要素</p> <p>直近提出した破綻処理計画からの重要な変更点(重大なイベント後の通知、計画のアップデートを含む)</p> <p>破綻処理計画の前回提出後、計画の実効性の改善、または計画を実効的かつ適時に適用する際の重大な不備・欠陥の修正、その他軽減を図るために対象会社が採った措置</p>
B.戦略分析	<p>破綻処理計画の主な前提と関連分析(計画を適用する時点の経済・金融環境に関する前提を含む)の説明</p> <p>対象会社の重大な金融ストレスまたは破綻の際に、対象会社または重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインを迅速かつ秩序だつて破綻処理することに資する様々な措置の説明</p> <p>通常業務時または重大な金融ストレス、対象会社の破綻の際に、対象会社、重要なエンティティのファンディング、流動性、資本のニーズ、利用可能なリソースの説明(不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインまでマッピング)</p> <p>対象会社、重要なエンティティのオペレーション、ファンディングを維持するための戦略の説明(不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインまでマッピング)</p> <p>重要なエンティティ、コアなビジネスライン、不可欠なオペレーションの不履行または機能停止した場合の対象会社の戦略、および不履行・機能停止が米国の金融の安定に与える悪影響を回避、軽減するための対象会社の措置の説明(ただし、重要なエンティティが連邦倒産法以外の破綻処理制度の下にある場合、当該エンティティの総資産が500億ドル未満または不可欠なオペレーションを行っていないければ、対象会社は当該エンティティを戦略分析の対象外とすることが可能)</p> <p>対象会社の預金保険対象子会社が、ノンバンク子会社(預金保険対象機関の子会社を除く)の業務から生じるリスクから適切に保護されるための戦略の説明</p> <p>破綻処理計画の重要な局面・手順を成功裏に実施するために必要な期間の特定</p> <p>破綻処理計画を実効的かつ適時に実行することに対する潜在的で重大な不備・欠陥の特定および説明</p> <p>対象会社が特定した不備・欠陥を修正し、その他軽減を図るために実施または提案する措置・手順に関する検討</p> <p>対象会社のコアなビジネスライン、不可欠なオペレーション、重要な資産保有に関する現在の市場価値および市場性を判断するためのプロセスの説明</p> <p>計画中に想定される売却、処分、リストラクチャリング、資本再構築またはその他の類似の措置の実行のための計画の実現可能性を評価するためのプロセスの説明</p> <p>売却、処分、リストラクチャリング、資本再構築またはその他の類似の措置が、対象会社、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインの価値、ファンディング、オペレーションに与える影響を評価するためのプロセスの説明</p>
C.コーポレート・ガバナンス	<p>対象会社のコーポレート・ガバナンスのストラクチャーとプロセスに破綻処理計画がどのように統合されているかに関する説明</p> <p>破綻処理計画の策定・承認をガバナンスする対象会社の方針、手続き、内部統制に関する説明</p> <p>破綻処理計画の策定、維持、適用、提出の監督、計画のコンプライアンスに主たる責任を有するシニア・マネジメントの特定と配置に関する説明</p> <p>破綻処理計画の策定、維持、適用に関してシニア・マネジメントおよび取締役会に報告される内容、程度、頻度の説明</p> <p>破綻処理計画の直近提出日から計画の実行可能性、改善を評価するために、コンティンジェンシー・プランニング、その他同様の計画策定の性質、程度、結果に関する説明</p> <p>投資家または適切な規制当局に対外的に報告されるリスク測定手法と同様、信用リスク・エクスポージャーをシニア・マネジメントおよび取締役会に対内的に報告するために対象会社が利用するリスク測定手法の特定と説明</p>
D.組織ストラクチャー、関連情報	<p>対象会社に関して下記を特定した重要なエンティティの階層リスト(重要なエンティティに直接・間接に保有されるリーガル・エンティティを含む)</p> <p>a) リストアップされたリーガル・エンティティ、海外オフィスの直接所有者、議決権および無議決権のエクイティ割合</p> <p>b) リストアップされたリーガル・エンティティおよび海外オフィスの所在地、設立された法域、ライセンス、主な経営管理者</p> <p>不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインの重要なエンティティへのマッピング(不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインに関連する重要な資産保有および負債を含む)</p> <p>対象会社の非連結バランスシート、対象会社の連結範囲に含まれるすべての重要なエンティティを連結化するためのスケジュール</p>

	<p>対象会社、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインに関する負債の重要な構成要素の説明(少なくとも短期・長期債務、担保付・無担保債務、劣後債務の種類と金額によって特定)</p> <p>下記のプロセスの特定と説明</p> <p>a) 誰に対して担保を供したかを判断するプロセス</p> <p>b) 担保保有者を特定するプロセス</p> <p>c) 担保が置かれている法域(または担保権が効力を発揮する法域)</p> <p>対象会社、重要なエンティティの重大なオフバランスシート・エクスポージャー(保証および契約上の義務を含む)の説明(不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインへのマッピングを含む)</p> <p>トレーディング、デリバティブ業務のブックングに関連する対象会社、重要なエンティティ、コアなビジネスラインにおける実務の説明</p> <p>トレーディング、デリバティブ業務に関連する対象会社、重要なエンティティ、コアなビジネスラインの重大なヘッジの特定(リーガル・エンティティへのマッピングを含む)</p> <p>対象会社のヘッジ戦略の説明</p> <p>エクスポージャー制限を設定するための対象会社によるプロセスの説明</p> <p>対象会社の主要カウンターパーティの特定、当該主要カウンターパーティとの相互関連性、相互依存性、関係性の説明</p> <p>当該主要カウンターパーティの倒産が対象会社の重大な金融ストレスまたは破綻に影響を及ぼし、重大な金融ストレスまたは破綻に陥るかどうかの分析</p> <p>対象会社が直接・間接にメンバーとなり、そこで重大な取引件数・取引量が扱われている支払・清算・決済システムを特定。それらのシステムのメンバーシップを重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインにマッピング</p>
E. 経営情報システム	<p>対象会社、重要なエンティティが利用する主要な経営情報システム、アプリケーション(リスク管理、会計、財務報告、規制報告のためのシステム、アプリケーションを含む)の目録と説明。各システム、アプリケーションの説明は、システム、アプリケーションの法的所有者またはライセンス付与者、利用または機能、それらのサービス・レベル・アグリーメント、ソフトウェアおよびシステムのライセンス、関連する知的財産権を特定</p> <p><u>主要な経営情報システムの当該システムおよびアプリケーションを利用、依存する対象会社の重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインへのマッピング</u></p> <p>対象会社、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインのシニア・マネジメントが、それらの健全性、リスク、オペレーションをモニタリングするために利用する主要な内部報告の範囲、内容、頻度の特定</p> <p>主要な経営情報システムおよびアプリケーションを適切な監督当局、規制当局が評価するためのプロセスの説明</p> <p><u>破綻処理計画の前提となる情報・データを収集、保持し、適時に対象会社の経営、取締役会に報告するための経営情報システムの能力に関する説明および分析</u></p> <p><u>当該能力の欠陥、ギャップ、不備、当該欠陥、ギャップ、不備に迅速に対処するための措置、当該措置を適用する際のタイムフレームの説明および分析</u></p>
F. 相互関連性、相互依存性	<p>共通または共有の人材、ファシリティ、システム(ITプラットフォーム、経営情報システム、リスク管理システム、会計・記帳システムを含む)</p> <p>資本、ファンディング、流動性のアレンジメント</p> <p>既存のまたはコンティンジェントな信用エクスポージャー</p> <p>クロス・ギャランティー契約、クロス担保契約、クロス・デフォルト条項、関係会社間のクロス・ネットリング契約</p> <p>リスク移転</p> <p>サービス・レベル・アグリーメント</p>
G. 監督・規制上の情報	<p>対象会社、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインに対しての健全性・安全性の維持に監督権限・責任をもつ連邦、州、外国当局・機関の特定(連邦銀行当局を除く)</p> <p>対象会社、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインに対して重要な監督・規制権限をもつその他の連邦、州、外国当局・機関の特定(連邦銀行当局を除く)</p> <p>外国に設置された重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインの破綻処理に責任をもつ外国当局の特定</p> <p>上記で特定された当局との間のコンタクトに関する情報</p>
H. コンタクト情報	<p>破綻処理計画に関するコンタクト・ポイントとして責任をもつシニア・マネジメントの特定、重要なエンティティのシニア・マネジメントのコンタクト情報を含む(電話番号、eメールアドレス、住所等)</p>

(注) 下線部は規則提案からの主な変更点。

(出所) FRB、FDIC 資料より野村資本市場研究所作成

a) エグゼクティブ・サマリー

エグゼクティブ・サマリーでは、対象会社の戦略的計画の主要要素、最も直前に提出した計画からの重要な変更、計画の実効性の改善または計画を実効的かつ適時に適用する際の重大な不備・欠陥の修正やその他軽減を図るために対象会社が採った措置を要約する必要がある。

b) 戦略分析

迅速かつ秩序だった破綻処理のための戦略分析では、連邦倒産法の下で実際にどのように破綻処理を行うかを記述しなければならない。また、戦略分析には破綻処理計画をサポートする分析や計画を適用する時点の経済・金融環境に関する前提を含む、主な前提条件の記載が求められる。破綻処理計画は、計画適用のトリガーがひかれる経済環境に対する感応度を高くしなければならない。そこで、DF 法 165 条(i)(1)に規定する対象会社に対する「監督上のストレステスト」において FRB が策定するベースライン、悪化 (adverse)、最悪 (severely adverse) の経済環境のシナリオを破綻処理計画の中で考慮することを求めており、破綻処理計画とストレステストとの連動性を要求している¹¹。ただし、最初の破綻処理計画については、負担軽減の観点から原則としてベースライン・シナリオのみを前提とすることを認めている。

戦略分析では、対象会社の重大な金融ストレスまたは破綻が生じた場合、連邦倒産法の下で合理的な期間内に、対象会社の破綻が米国の金融の安定に重大な影響を生じるリスクを大幅に緩和させながら、対象会社の組織再編 (reorganization) または清算 (liquidation) をどのように行うかを詳しく説明する必要がある¹²。また、戦略分析では、対象会社の重大な金融ストレスまたは破綻が生じた場合に、対象会社およびその重要なエンティティ (material entity)、不可欠なオペレーション (critical operation)、コアなビジネスライン (core business line) を迅速かつ秩序だつて破綻処理するために採用する多様なオプション、特定の措置を具体化することが求められる¹³。

さらに戦略分析では、ファンディング、流動性、サポート機能およびその他のリソース (資本リソースを含む) を特定し、対象会社の重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインにマッピングすることが求められる。すなわち、重大

¹¹ 前掲注 5 の FRB の規則提案では、ストレステストに関する具体的な規則が示されている。監督上のストレステストの結果、FRB が破綻処理計画のアップデートが適当であると判断した場合には、対象会社は結果のサマリーの公表から 90 日以内に計画をアップデートすることが求められており、監督上のストレステストに関する規則においても破綻処理計画との連動性を求めている。

¹² 米国外で設立された対象会社の場合は、米国内に設置された子会社やオペレーションのみが対象となる。

¹³ コアなビジネスラインとは、対象会社にとって、その破綻が重大な収入、利益、フランチャイズ・バリューの喪失をもたらす得る対象会社のビジネスラインとして定められている (関連するオペレーション、サービス、機能、サポートを含む)。また、不可欠なオペレーションとは、対象会社にとって、または FRB、FDIC 共同の判断において、その破綻や機能停止が米国の金融の安定への脅威をもたらす得る対象会社のオペレーションである (関連するサービス、機能、サポートを含む)。重要なエンティティとは、不可欠なオペレーションまたはコアなビジネスラインの業務にとって重要な対象会社の子会社または外国オフィスと定義されている。

な金融ストレスの状況または計画適用時に、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインを維持し、ファンディングを図るための戦略は、重要なエンティティ・ベースで考慮する必要があり、重大な金融ストレスの状況において、秩序だった破綻処理に資するためにそれらのリソースがどのように利用されるかを示さなければならない。また、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインの不履行や機能停止の際の戦略を示し、不履行や機能停止が対象会社および米国の金融の安定に与える悪影響を回避または緩和するための措置を具体化することが求められる。

重要なエンティティが連邦倒産法の下で破綻処理される場合は、オペレーションの停止が懸念される。そのため、破綻処理計画は重要なエンティティの不履行や機能停止を想定し、対象会社の戦略および重要なエンティティの戦略と、米国の金融の安定に与える負の影響を回避または緩和するための措置を講じることを求めている。一方、重要なエンティティが連邦倒産法以外の破綻処理制度の下にある場合には、オペレーションの停止の問題は相対的に緩和される。そこで、FDIC は連邦倒産法以外の破綻処理制度が適用される重要なエンティティのうち、不可欠なオペレーションを行っていない場合かつ総資産 500 億ドル未満の場合には、戦略分析の対象から外すことを認めている¹⁴。

重要なエンティティが総資産 500 億ドル以上の預金保険対象機関の場合には、後述の FDIC 規則に基づく破綻処理計画に関する規則においても破綻処理に資する戦略の策定が求められる。なお、預金保険対象機関の破綻処理計画では、ノンバンク子会社（預金保険対象機関の子会社を除く）の業務から生じるリスクから適切に預金保険対象機関を保護するための戦略も記述しなければならない。

c) 破綻処理計画に関するコーポレート・ガバナンス

破綻処理計画の策定が対象会社全体のコーポレート・ガバナンスのストラクチャーおよびプロセスとどのように一体化しているかを含め、計画策定のためのコーポレート・ガバナンスに関する説明が求められる。また、破綻処理計画の策定、維持、適用、提出の監視、破綻処理計画に係る規則のコンプライアンスに対して第一義的な責任を有する上級経営職（senior management）を特定する必要がある。特に、大規模かつ複雑な金融機関の場合は、上級経営職をヘッドとして計画策定のための中心的なファンクションを設けることが求められる。上級経営職は CRO または CEO にレポーティングするとともに、取締役会に対しても定期的に報告しなければならない。

d) 組織ストラクチャーおよび関連情報

対象会社の組織ストラクチャーに関する情報として、重要なエンティティが属する法

¹⁴ 具体的には、FDI 法、州ライセンスの外国銀行における非預金保険対象の支店等を対象とする州の清算手続き、連邦ライセンスの支店等を対象とする 1978 年国際銀行法、外国破綻処理制度、保険会社を対象とする州の破綻処理制度、ブローカー・ディーラーを対象とする証券投資者保護法が挙げられている。

域やその所有関係の情報を含めた階層リストを策定しなければならない¹⁵。また、対象会社の非連結のバランスシートを含めることが要求される¹⁶。さらに、重要な資産、負債、デリバティブ、ヘッジ、資本およびファンディングのソース、主要なカウンターパーティに関する情報についても破綻処理計画に記載しなければならない。主要なカウンターパーティが破綻した場合に対象会社に重大な金融ストレスや破綻がもたらされるかどうかの分析も求められる。そして、トレーディング、支払、清算、決済に関する重要なシステムを特定しなければならない¹⁷。

e) 経営情報システム

コアなビジネスラインおよび不可欠なオペレーションを支える経営情報システムについて、当該システムの法的所有権とともに、関連するソフトウェア、ライセンス、その他の知的財産権に関する情報を提供することが求められる。また、米国および外国のコアなビジネスライン、不可欠なオペレーションを支える主要な経営情報システムの継続性について分析しなければならない。

さらに、対象会社の経営および FRB に対して適時ベースで、破綻処理計画の前提となる情報およびその他のデータを収集、維持、報告するための経営情報システムの能力を説明することが求められる。さらに、そうした能力の不備、ギャップ、欠陥を特定し、それらを直ちに補整するための措置をそのタイムラインとともに具体化することが必要となる。

f) 相互関連性および相互依存性

破綻処理計画では、混乱が生じた場合にファンディングまたはオペレーションに重大な影響を与える対象会社、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインの間の相互関連性と相互依存性の記述が求められる。また、グループ内外のサービス・プロバイダーから提供されるサービスに係るサービス・レベル・アグリーメント (SLA) が、破綻後も継続されることを確保するための措置を示す必要がある。

3. 破綻処理計画のレビュー

FRB および FDIC は、対象会社から破綻処理計画が提出された後、60 日以内にレビューを実施しなければならない。FRB、FDIC がレビューを実施する際、破綻処理計画の情報が

¹⁵ 重要なエンティティの階層リストは、不可欠なオペレーション、コアなビジネスラインにマッピングすることが求められる。

¹⁶ 非連結のバランスシートと併せて、連結範囲に含まれるすべての重要なエンティティを連結化するためのスケジュールも求められる。

¹⁷ その他、外国にオペレーションを有する米国の対象会社については、外国のオペレーションによる米国内のオペレーションに与えるリスクを特定し、各国の法律、規制、政策を考慮して当該リスクに対処する戦略を策定すること、重大な金融ストレスまたは破綻処理の中で、外国の法域にあるコアなビジネスラインおよび不可欠なオペレーションを維持するための能力を評価し、不備や欠陥に対処するための作業を特定することを求めている。

不完全またはレビューのために追加的な情報が必要と判断した場合にはその旨が対象会社に通知され、対象会社は通知を受領してから 30 日以内に、FRB、FDIC に対して情報を完全に破綻処理計画を再提出するかまたは追加情報を提供しなければならない。

FRB と FDIC とが共同で、対象会社の破綻処理計画に信頼性がないまたは連邦倒産法の下で秩序だった破綻処理に資するものではないと判断した場合には、その判断と問題が認められる分野を特定したかたちで対象会社に通知する。当該通知を受けた対象会社は、原則として 90 日以内に破綻処理計画を改定して再提出しなければならない。

そして、対象会社が改定した破綻処理計画を期限内に提出できなかった場合、改定した破綻処理計画が通知された欠陥を適切に修正できていないと FRB と FDIC が共同で判断した場合には、対象会社およびその子会社に対して、より厳格な資本、レバレッジ、流動性規制、対象会社やその子会社の成長、業務、オペレーションに対する制限が課せられることになる。

・ FDIC 規則に基づく破綻処理計画

1. 破綻処理計画の概要

総資産 500 億ドル以上の預金保険対象機関を対象とする FDIC 規則による破綻処理計画は、FDI 法の下で、預金保険対象機関がインソルベンシー（支払不能）の状況になった場合に、FDIC がレシーバーとなり、翌営業日には（2 営業日以内に）預金者が保険対象預金にアクセスできることを目的としている。その点では、連邦倒産法の下で迅速かつ秩序だった破綻処理を図る DF 法の破綻処理計画とは目的が異なる。同時に、FDIC 規則による破綻処理計画は、預金保険対象機関の資産の売却または処分から得られるリターンの現在価値の最大化と債権者の損失額の最小化を図ることも目的としている。

FDIC 規則に基づく破綻処理計画に含むべき最低限の要素として、(a)エグゼクティブ・サマリー、(b)組織ストラクチャー（リーガル・エンティティ、コアなビジネスライン、支店）、(c)不可欠なサービス、(d)親会社組織との相互関連性、秩序だった破綻処理の潜在的な障害または重大な障害、(e)親会社組織からの分離戦略、(f)預金フランチャイズ、ビジネスライン、資産の売却・処分に関する戦略、(g)最小コストの破綻処理手法、(h)資産のバリュエーション、売却、(i)主要なカウンターパーティ、(j)オフバランス・エクスポージャー、(k)担保差し入れ、(l)トレーディング、デリバティブ、ヘッジ、(m)非連結バランスシート、重要なエンティティの財務報告、(n)支払・清算・決済システム、(o)資本ストラクチャー、ファンディング・ソース、(p)関係会社のファンディング、取引、アカウント、エクスポージャー、集中度、(q)システム上重要な機能、(r)クロスボーダー関連、(s)経営情報システム、ソフトウェア・ライセンス、知的財産、(t)コーポレート・ガバナンス、(u)破綻処理計画の評価、(v)その他の主要な要素が規定されている。

これらの構成要素に関する具体的な要件については、図表 3 のとおりである。

図表3 FDIC 規則に基づく破綻処理計画

総資産 500 億ドル以上の預金保険対象機関

項目	記載内容
A.エグゼクティブ・サマリー	インソルベンシーとなった場合にFDI法の下での破綻処理のための戦略的計画の主要な要素の説明を含む 最初の破綻処理計画を提出後、下記の説明を含むことが求められる a) 直近の計画提出後の計画に重大な影響を与え得る買収、売却、訴訟、オペレーションの変更といった重大なイベント b) 直近の計画提出後の破綻処理計画の重大な変更 c) 前回の計画提出後、計画の実効性を改善するため、または計画を実効的かつ適時に適用する際の重大な不備・欠陥の修正、その他の軽減措置を図るために対象機関が採った措置
B.組織ストラクチャー	対象機関、親会社、関係会社の法的、機能上のストラクチャー、コアなビジネスラインの特定 コアなビジネスラインの重要なエンティティへのマッピング(重大な資産保有および関係する債務を含む) 対象機関の全体的な預金業務に関する議論(特に、FDICのオペレーションの複雑性を生み、破綻した場合に極めて高い破綻処理コストを生じる預金ベースまたはそのためのシステムの特徴、国内、国外の支店組織の説明を含む) コアなビジネスライン、コアな預金業務、支店組織を管理する責務を負った主要な職員の特定
C.不可欠なサービス	不可欠なサービスおよび不可欠なサービスのプロバイダーを特定 不可欠なサービスの重要なエンティティ、コアなビジネスラインへのマッピング 対象機関の破綻時に不可欠なサービスを継続するための戦略の説明 不可欠なサービスが親会社、その関係会社から提供されている場合、親会社または親会社関係会社の破綻時に不可欠なサービスを継続するための戦略の説明 不可欠なサービスを提供する親会社関係会社が、親会社の破綻時にスタンドアロンで機能するための能力の評価
D.親会社組織との相互連関性、秩序だった破綻処理の潜在的・重大な障害	対象機関がレシーバシップの下に置かれた場合に、フランチャイズ・バリューを減少させ、継続的なビジネス・オペレーションの障害となり、FDICの破綻処理オペレーションに複雑性をもたらす親会社の組織ストラクチャーの要素または性質、リーガル・エンティティの相互連関性、法律上・契約上のアレンジメント、全体のビジネス・オペレーションの特定 秩序だった破綻処理の潜在的障壁その他の重大な障害、適時かつ実効的な破綻処理の障害となる相互連関性および相互依存性の特定、それらの障壁・障害の除去・軽減に要する改善措置、その他の緩和措置を含む
E.親会社組織からの分離戦略	コスト効果的かつ適時の方法で親会社の組織ストラクチャーから対象機関および子会社を解体・分離するための戦略 当該分離の障害を除去または軽減するために採る改善・緩和措置の説明
F.預金フランチャイズ、ビジネスライン・資産の売却・処分戦略	翌営業日には(2営業日以内に)預金者が保険対象預金にアクセスし、資産の売却・処分から生じるリターンの現在価値を最大化し、破綻処理の中で生じる債権者の損失金額を最小化することを確保するための、支店、コアなビジネスライン、主要資産を含む預金フランチャイズの売却・処分に関する戦略
G.最小コストの破綻処理手法	対象機関および子会社の親会社組織からの分離、預金フランチャイズ、コアなビジネスライン、主要資産の売却・処分の戦略が、すべての破綻処理手法の中で預金保険基金にとって最小コストであることの説明
H.資産のバリュエーション、売却	下記プロセスに関する詳細な説明 a) コアなビジネスラインおよび重大な資産保有の現在の市場価値、市場性の決定 b) ベースライン、悪化、最悪の経済シナリオの下、計画の中で考慮される売却、処分、リストラクチャリング、資本再構築、その他の同様な措置を実行するための計画の実行可能性の評価 c) 売却、処分、リストラクチャリング、資本再構築、その他の同様な措置が対象機関の価値、ファンディング、オペレーション、コアなビジネスラインに与える影響の評価
I.主要なカウンターパーティ	対象機関の主要なカウンターパーティの特定、それらの主要なカウンターパーティとの間の相互連関性、相互依存性、関係性の説明 主要なカウンターパーティの破綻が対象機関の重大な金融ストレスをもたらす、対象機関が破綻に至るかどうかの分析
J.オフバランス・エクスポージャー	重大なオフバランス・エクスポージャー(ファンディングされていないコミットメント、保証、契約上の義務を含む)および当該エクスポージャーのコアなビジネスラインへのマッピング

K.担保差し入れ	<p>下記プロセスの特定と説明</p> <p>a) 誰に対して担保を供したかを判断するプロセス</p> <p>b) 担保保有者を特定するプロセス</p> <p>c) 担保が置かれている法域(または担保権が対象機関に執行力をもつ法域)</p>
L.トレーディング、デリバティブ、ヘッジ	<p>トレーディング、デリバティブ業務のブックングに関する対象機関のプラクティスおよびコアなビジネスラインの説明</p> <p>重大な取引件数・取引価額を扱う対象機関のシステムの特定</p> <p>トレーディング・システムのリーガル・エンティティ、コアなビジネスラインへのマッピング</p> <p>トレーディング、デリバティブ業務に関連する対象機関、コアなビジネスラインの重大なヘッジの特定(リーガル・エンティティへのマッピングを含む)</p> <p>対象機関のヘッジ戦略の説明</p>
M.非連結バランスシート、重要なエンティティの財務報告	<p>対象機関の非連結バランスシート、連結範囲に含まれるすべての重要なエンティティの連結対象化のスケジュール</p> <p>重要なエンティティの財務報告(可能ならば監査済財務報告)</p>
N.支払・清算・決済システム	<p>対象機関が直接、間接のメンバーとなっている支払・清算・決済システムの特定</p> <p>決済システムのメンバーシップのリーガル・エンティティ、コアなビジネスラインへのマッピング</p>
O.資本ストラクチャー、ファンディング・ソース	<p>対象機関および重要なエンティティのファンディング、流動性、資本のニーズおよび利用可能なリソースの詳細な説明(コアなビジネスライン、不可欠なサービスへのマッピング)</p> <p>対象機関および重要なエンティティの債務の重要な構成要素の説明、種類および満期期間、有担保・無担保債務、劣後債務による短期・長期債務の種類・金額の特定</p>
P. 関係会社のファンディング、取引、アカウント、エクスポージャー、集中度	<p>対象機関またはその子会社と親会社または親会社関係会社との間に有する重大な関係会社のファンディングの関係、アカウント、エクスポージャー(ターム、目的、デュレーションを含む)の説明</p> <p>重大な関係会社の金融エクスポージャー、債権・担保権、貸出・借入のライン、リレーションシップ、保証、資産のアカウント、預金またはデリバティブ取引の詳細を含む</p> <p>親会社または親会社関係会社から対象機関およびその子会社に提供されるファンディング・ソースの性質と程度、契約上のアレンジメントの期間、関連資産や資金、預金の所在地、親会社から対象機関およびその子会社に流れる資金のメカニズムの特定</p>
Q.システム上重要な機能	<p>対象機関、その子会社、関係会社が提供するシステム上重要な機能の説明(対象機関が主たる役割を担う決済システム、カストディアンまたはクリアリングのオペレーション、大規模なスweepプログラム、資本市場オペレーションに参加している性質と程度を含む)</p> <p>重大な脆弱性、推定エクスポージャー、潜在的損失の特定、システム上重要な業務が経済全体にシステムック・リスクをもたらす理由の説明</p>
R.クロスボーダー関連	<p>米国外の対象機関のストラクチャーの重大な構成要素の説明(外国支店、子会社、オフィスを含む)</p> <p>外国の預金および資産の場所と数量の説明</p> <p>対象機関のクロスボーダーの資産、オペレーション、相互関係、エクスポージャーの性質と程度に関する説明、リーガル・エンティティ、コアなビジネスラインへのマッピング</p>
S.経営情報システム、ソフトウェア・ライセンス、知的財産	<p>詳細な目録、主要な経営情報システムおよびアプリケーションの説明(対象機関およびその子会社が利用するリスク管理、会計、財務報告、規制報告のシステム、アプリケーションを含む)</p> <p>上記システムの法的所有者、ライセンス付与者の特定、システムまたはアプリケーションの利用、機能の説明、サービス・レベル・アグリーメント、ソフトウェアおよびシステムのライセンス、関連する知的財産権のリスト</p> <p>災害復旧またはその他のバックアップ計画の特定・議論</p> <p>共通または共有のファシリティおよびシステム、当該ファシリティ、システムを運営する人材の特定</p> <p>FDICの求めに応じて、対象機関の経営者に破綻処理計画の前提となる情報その他データを収集、維持、報告するための対象機関のプロセス、システムの能力の説明</p> <p>上記能力の欠陥、ギャップ、不備、当該欠陥、ギャップ、不備に迅速に対処するための措置、当該措置を適用するためのタイムフレーム</p>
T.コーポレート・ガバナンス	<p>対象機関のコーポレート・ガバナンスのストラクチャー、プロセスに破綻処理計画がどのように組み込まれているかの説明</p> <p>破綻処理計画の策定・承認をガバナンスする対象機関の方針、手続き、内部統制</p> <p>破綻処理計画の策定、維持、適用、提出、コンプライアンスに主たる責任とアカウントビリティを有する上級経営者の特定・配置</p>
U.破綻処理計画の評価	<p>直近の破綻処理計画の提出後、対象機関が破綻処理計画の実行可能性を評価し、または計画を改善するために採ったコンティンジェンシー・プランまたは同様の措置の性質、程度、結果に関する説明</p>

(出所) FDIC 資料より野村資本市場研究所作成

DF法の破綻処理計画と比べると、FDIC規則による破綻処理計画の構成要素は大きく異なっている。その背景として、前述のとおり、2つの規則の間では規則策定に至る経緯が異なっていることや、前提とする破綻処理制度が異なることが想定される。さらに、FDIC規則に基づく破綻処理計画は、DF法の破綻処理計画を補完するものとしても位置づけられている。

具体的には、FDIC規則による破綻処理計画は、親会社（持株会社）がインソルベンシーの状況に陥った場合に預金保険対象機関を組織上分離するための計画として位置づけられる。例えば、上記の構成要素のうち(d)や(e)では以下を明確化することが求められている。

(d)親会社組織との相互連関性、秩序だった破綻処理の潜在的な障害または重大な障害

- 対象機関がレシーバーシップの下に置かれた場合に、フランチャイズ・バリューを減少させ、継続的なビジネス・オペレーションの障害となり、FDICの破綻処理オペレーションに複雑性をもたらす親会社の組織ストラクチャーの要素または性質、リーガル・エンティティの相互連関性、法律上・契約上のアレンジメント、全体のビジネス・オペレーションの特定
- 秩序だった破綻処理の潜在的障壁その他の重大な障害、適時かつ実効的な破綻処理の障害となる相互連関性および相互依存性の特定、そのような障壁・障害の除去・軽減に必要な改善措置、その他の緩和措置を含む

(e)親会社組織からの分離戦略

- 費用効果的かつ適時の方法で親会社の組織ストラクチャーから対象機関および子会社を解体・分離するための戦略
- 当該分離の障害を除去または軽減するために採用する改善・緩和措置の説明

一方、破綻処理計画の前提条件に関しては、2つの規則の間で共通化が図られている。FDIC規則における破綻処理計画の戦略では、DF法165条(i)(1)に基づき監督上のストレステストにおいてFRBが策定するベースライン、悪化、最悪の経済シナリオを考慮することを求めており、DF法の破綻処理計画と前提条件は同じである。また、最初の破綻処理計画では、原則としてベースライン・シナリオを前提とすることも共通である。さらに、金融機関の負担の軽減を図るため、DF法の破綻処理計画におけるデータやその他の情報をFDIC規則に基づく破綻処理計画に組み込むことも認められている。

2. 破綻処理計画のレビュー

FDIC規則に基づく破綻処理計画は、レビューに関してDF法の手続きと概ね同様のプロセスを設けている。すなわち、破綻処理計画の提出を受けたFDICは、提出された破綻処理計画が含むべき情報に関する最低限の要件を満たしているかどうかを判断し、レビューを実施するために計画を受領するか、計画が不完全であるためまたはレビューを行うために追加的な情報が必要であるために計画を返却するかを判断する。破綻処理計画の情報が

不完全または追加的な情報が必要と FDIC が判断した場合には対象機関に通知が行われ、対象機関は通知受領後 30 日以内に、FDIC に情報を完全にした破綻処理計画を再提出するか、追加情報を提供しなければならない。

FDIC は情報が完全であるとして受領した破綻処理計画について、適切な対象機関の連邦銀行当局および親会社と協議の上、レビューを実施する。協議後に FDIC が破綻処理計画の信頼性がないと判断した場合には、対象機関に対して FDIC が不備であると判断した分野を特定する通知が行われる。当該通知を受け取った対象機関は、原則 90 日以内に改定した破綻処理計画を提出しなければならない。

．今後の注目点

米国ではリビングウィルは、DF 法の下で連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社と FRB 監督ノンバンク金融会社を対象とする FRB、FDIC の共同規則に基づく破綻処理計画、FDI 法の下、総資産 500 億ドル以上の預金保険対象機関を対象とする FDIC 規則による破綻処理計画の 2 つが存在することとなる。その背景として、2 つの規則策定プロセスが異なることに加えて、銀行かノンバンクかという対象会社の相違から、破綻処理計画の目的が異なること、破綻処理計画が前提とする破綻処理制度が異なること、FDIC 規則による破綻処理計画は DF 法に基づく破綻処理計画を補完、すなわち預金保険対象機関を親会社から分離するための計画として位置づけられていることが挙げられる。

2 つの破綻処理計画は、FRB が策定する監督上のストレステストにおけるシナリオを前提とする点など共通化が図られている部分もあるものの、その構成要素は大きく異なっており、2 つの破綻処理計画の間の整合性が適切かつ十分に配慮されているとは言い難い。預金保険対象機関を子会社に有する銀行持株会社には、2 つの破綻処理計画に対応することによる二重の負担が生じる可能性も考えられる。

もっとも、リビングウィルは金融危機後に検討が始まった新しい規制・監督上の措置であることを考えると、規則策定の当初から適切で完全なルールが策定できるとは考えられない。金融機関とともに破綻処理計画を策定する中で、試行錯誤していくことが想定される。例えば、英国 FSA は、当初は数行に絞って英国銀行にリビングウィルをパイロット的に適用し、そこで得られた経験を踏まえてその後に規則策定を行ったという経緯がある。米国の FRB、FDIC についても、破綻処理計画の運用を行う中で、必要に応じて規則を修正するといったような柔軟性を確保しつつ、破綻処理計画の策定を金融機関に求めていくことが望ましいように思われる。